キャッシュカード規定（抜粋）

以下の条項を一部変更いたします［赤字部分を変更］

改定前	改定後
第 1 条（カードの利用） 1.お客さまは、セブン銀行（以下「当社」といいます。）がセブン銀行口座（以下「口座」といいます。）をご利用になるすべてのお客さまに対して貸与したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）のご利用によって、以下のお取引きを行うことができます。詳細については、当社ホームページに掲示しますので、内容をご確認ください。 （1）当社の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）および当社が現金預入れ・お支払い・振込業務を提携した金融機関（以下「提携先」といいます。）の ATM（払戻しの場合は現金自動支払機を含みます。以下同じ。）を利用して、預金のお預入れ・払戻し・お振込みおよび残高照会をすること （2）当社の ATM を利用して、認証に必要なコード（以下「認証コード」といいます。）を発行すること （3）当社の ATM を利用して、お客さまの容貌の情報（以下「顔情報」といいます。）の登録を行うこと なお、ATM により顔情報の登録を実施する場合は、FACE CASH（顔認証取引サービス）利用規定に定める方法によります。 （4）その他当社所定のお取引きをすること	第 1 条（カードの利用） 1.お客さまは、セブン銀行（以下「当社」といいます。）がセブン銀行口座（以下「口座」といいます。）をご利用になるすべてのお客さまに対して貸与したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）のご利用によって、以下のお取引きを行うことができます。詳細については、当社ホームページに掲示しますので、内容をご確認ください。 （1）当社の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）および当社が現金預入れ・お支払い・振込業務を提携した金融機関（以下「提携先」といいます。）の ATM（払戻しの場合は現金自動支払機を含みます。以下同じ。）を利用して、預金のお預入れ・払戻し・お振込みおよび残高照会をすること （2）当社の ATM を利用して、認証に必要なコード（以下「認証コード」といいます。）を発行すること （3）当社の ATM を利用して、お客さまの容貌の情報（以下「顔情報」といいます。）の登録を行うこと なお、ATM により顔情報の登録を実施する場合は、FACE CASH（顔認証取引サービス）利用規定に定める方法によります。 （4）当社と所定の契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネッ

2. カードをご利用の場合に必要となる暗証番号を失念等した際には、当社所定の方法により仮暗証番号の発行をご依頼ください。詳細については、当社ホームページに掲示しますので、内容をご確認ください ((中略)) (2022 年 9 月 15 日改定)	トワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人の専用端末または当社 ATM で預金口座振替の申込みを行うこと (5) その他当社所定のお取引きをすること 2. カードをご利用の場合に必要となる暗証番号を失念等した際には、当社所定の方法により仮暗証番号の発行をご依頼ください。詳細については、当社ホームページに掲示しますので、内容をご確認ください ((中略)) (2026 年 12 月 1 日改定)